

平成 28 年 11 月 18 日付告示第 8 号について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2016 年 12 月 6 日）

平成 28 年 11 月 18 日付告示第 8 号について以下 2 点質問いたします。

1. 設置日は 10 月 31 日となっておりますが、何を基準に 10 月 31 日としたのかお聞かせください。
2. 告示 2, 3 文目に記載の状況説明が看板設置者の主張と異なります。京都大学としては看板設置者の主張についてどのようにお考えでしょうか。

【回答】（回答日：2016 年 12 月 16 日）

（学生担当理事・副学長川添信介）

1. 10 月 31 日にクスノキ周辺に大看板が設置されているのを本学が現認したためです。
2. 告示第 8 号に記載されているとおりです。